

岩倉市議会基本条例の検証シート（令和5（2023）年度） ※太字は今回新たに記述、訂正した内容

岩倉市議会基本条例第27条の規定により条例の達成状況を次のとおり検証します。

議会基本条例		令和5年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第1条	(目的)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第2条	(定義)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第3条	(基本原則)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第4条	(議会の責務と活動原則)	議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。				
(1)	公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・退席の意見表明の場について協議した。 ・委員会のマイクシステムを更新した。 ・本会議及び常任委員会の録画配信について年間を通して行っている。 ・本会議のライブ配信を試行的に行った。（3月議会） 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・会議録反訳ソフトの導入を検討する。 ・正副議長の所信表明に対する質疑応答を研究する。 ・議員派遣の議決（視察・議会報告会等） ・政務活動費の透明化（後払い、第三者監査等） ・特別委員会・協議会等の録画配信を検討する。 ・録画配信の効果について検証する。 	【令和4年度】 ・本会議及び常任委員会の録画配信について年間を通して行った。 【令和3年度】 ・常任委員会の録画配信について年間を通して行った。
(2)	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいトークを12回開催した。（議会サポーター 対面5回・オンライン3回、若者1回、市民活動団体1回、商工会1回、議会報告会1回） ・議会報告会に関しては、3月定例会前に新年度予算への意見を求めるために行った。 ・財務常任委員会は、2月の議会報告会で市民から頂いた意見・質問等を委員会質疑に反映した。 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいトークの改善（参加・発言のしやすさ、オンラインでの企画、女性・若者対象、開催要綱の改正等） ・3月定例会前の議会報告会の内容について検討する。 	【令和4年度】 ・ふれあいトークを11回開催した（議会サポーター8回、市民活動団体1回、商工会1回、農業委員会1回）。 ・議会ホームページを活用したオンラインによる意見募集を2回行った（9月定例会後、3月定例会前）。 【令和3年度】 ・ふれあいトークを4回開催した（議会サポーター3回、市民活動団体1回）。 ・市民活動団体とオンラインでのふれあいトークを開催した。 ・議会ホームページを活用したオンラインによる意見募集を2回行った（9月定例会後、3月定例会前）。
(3)	市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市議会会議規則の改正について協議した。 ・岩倉市議会委員会条例の改正について協議した（市の組織機構改革に伴う所管事項については改正した）。 ・岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱の改正について協議した。 ・委員会代表質問の申合わせ事項を改正した。 ・岩倉市議会反問の実施に関する要綱を制定した。 ・住民投票条例について勉強会を行った。 ・要綱を公開するよう市に申し入れを行い、概ね公開された。 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・引続き、議案に関連する条例等については、注意を払っていく。 ・会議規則の調査・研究を行う。 	【令和4年度】 ・議会個人情報保護条例を制定した。 ・市交通安全宣言の見直しについて協議した。 【令和3年度】 ・「岩倉市議会会議規則」、「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」等を改正した。 ・議会ホームページに議会に関する要綱を掲載した。 ・要綱の公開について市に状況確認を行った。 ・市の要綱及び要領の名称一覧表の提供を議長から市長に依頼し、提供された。
(4)	市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。 ・一般質問予定表を作成した。 ・一般質問の録画配信のタイトルに議員名を掲載し、分かりやすくした。 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴席からモニターが見にくいので、改修を検討する。 ・委員会室での傍聴席用スピーカー設置について検討する。 ・一般質問に使用した配布資料をホームページで公開することを検討する。 	【令和4年度】 ・一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。 ・各定例会で引き続き非接触体温計カメラを設置した。 【令和3年度】 ・一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。 ・各議員がモニターの字が大きく表示されるように工夫した。 ・3月定例会において非接触体温計カメラを設置した。

議会基本条例		令和5年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第5条 (議員の責務と活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。						
(1)	議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	・ 常任委員会において委員間討議を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・ 改めて、本会議における議員間討議のあり方を検討する必要がある。	【令和4年度】 ・ 常任委員会において委員間討議を旺盛に行った。 【令和3年度】 ・ 常任委員会の請願審査において委員間討議を旺盛に行った。
(2)	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)		・ 監査委員の複数年任期検討	【令和4年度】 【令和3年度】
(3)	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 【令和3年度】
第6条 (議員研修の充実強化)						
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	・ 議員向けコンプライアンス研修を行った(令和5年7月20日、動画視聴)。 ・ 尾北五市議会議員合同研修に参加した(令和5年11月8日、江南市)。 ・ 議会主催で講演会を開催した(テーマ: 関東大震災から生まれた東京と名古屋~帝都復興事業に学ぶ行政の役割~, 講師: 武村雅之氏、開催日: 令和6年1月20日)。 ・ 議会改革をテーマとした他市町議会からの視察(計21市町)に3班に分けた議員で対応した。視察に来庁した他市町議会から取組内容等を積極的に聞き取り、他議会の事例を学ぶ機会とした。 ・ 住民投票条例について勉強会を行った(令和6年2月9日)。(第4条第3号再掲)	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・ 議会と大学の連携 ・ 法制執務研修	【令和4年度】 ・ オンライン視察2件の受入れ対応をした。 ・ 議会改革をテーマとした他市町議会からの視察(計19市町)に2班及び3班に分けた議員で対応した。 【令和3年度】 ・ 総務・産業建設常任委員会がオンライン視察を行った。 ・ オンライン視察2件の受入れ対応をした。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、行政視察の受入れ並びに先進地への行政視察及び政務活動費による視察・研修等判断基準を策定した。
第7条 (議会図書室の充実)						
	議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。	・ 新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・ 議員に議会費で購入してほしい図書を募った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・ 政務活動費で購入した図書及び市が購入している図書について情報の共有化を研究する。 ・ 「現行日本法規」の廃棄及びそれによる空きスペースの有効活用について研究する。	【令和4年度】 ・ 新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・ 議員に議会費で購入してほしい図書の案内を行った。 【令和3年度】 ・ 新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・ 議員に議会費で購入してほしい図書の案内を行った。
第8条 (会派)						
1	議員は、会派を結成することができる。	・ 改選後、4つの会派ができた。会派に属さない議員が3人となった。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 ・ 会派に属さない議員が3人となった。 【令和3年度】
2	会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。	・ 各議員が研修等に参加した(オンライン研修1回、対面研修16回)。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 ・ 各議員が研修等に参加した(オンライン研修4回、対面研修9回)。 【令和3年度】 ・ 各議員がオンライン研修等に参加した(計17回)。

議会基本条例		令和5年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第9条	(政務活動費の執行及び公開)					
	<p>会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議政務活動費の交付に関する条例(平成24年岩倉市条例第33号)を遵守し、その政務活動費の用途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書と領収書をホームページ上でリンクさせている。 ・各会派及び会派に属さない議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している(過去5年分)。 ・収支報告書を会派別に掲載し、見やすくした。 ・収支報告書と研修報告書をホームページ上でリンクした。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書と領収書をホームページ上でリンクさせた。 ・各会派及び会派に属さない議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している(平成28年度分～)。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各会派及び会派に属さない議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している(平成28年度分～)。
第10条	(市民参加及び市民との連携)					
	1	<p>議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次回会議までに会議録を概ね作成することができた。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議までに会議録を概ね作成することができた。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議までに会議録を作成することができた。
	2	<p>議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人制度及び公聴会制度を活用する発議がなかった。 	<p>【令和4年度】</p> <p>【令和3年度】</p>
	3	<p>議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに一部採択を活用し適切に扱った。 ・請願において提案者による意見陳述の機会を設けた。(6月：第1号、9月：第2号、第3号) ・陳情の意見陳述の機会を設けた(9月：第13号、3月：第3号)。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陳情を請願並みに取り扱うことについて、議運で議論した。 ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・陳情の意見陳述の機会を設けた(9月：第14号)。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・陳情の意見陳述の機会を設けた(6月：第1号及び第2号、9月：第4号)。 ・陳情第5号を請願同様に扱い採決した。
	4	<p>議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6期目の議会サポーター制度を実施した。 ・無作為抽出16人、継続者8人による計24人を議会サポーター6期目として委嘱した。 ・議会サポーターから7件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、議会サポーターへ回答を返した。 ・議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した(実績：対面5回、オンライン3回)(第4条第2号再掲)。 ・議会サポーターの任期、定員及び年齢上限について協議した。 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーター制度のあり方を検討する。 ・サポーターへの資料提供について検討する。 ・サポーターの声に対する回答期限について検討する。 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5期目の議会サポーター制度を実施した。 ・無作為抽出15人、継続者7人による計22人を議会サポーター5期目として委嘱した。 ・議会サポーターから26件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、議会サポーターへ回答を返した。 ・議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した(実績：8回)。(第4条第2号再掲) <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4期目の議会サポーター制度を実施した。 ・無作為抽出13人、公募1人、継続者3人による計17人を市議会サポーター4期目として委嘱した。 ・議会サポーターから11件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、議会サポーターへ回答を返した。 ・議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した(実績：3回)。

議会基本条例		令和5年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
5	議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいトークを12回開催した。(議会サポーター 対面5回・オンライン3回、若者1回、市民活動団体1回、商工会1回、議会報告会1回) (第4条第2号 再掲) ・新年度予算への意見を求めるために、3月定例会前に議会報告会を行った。(第4条第2号 再掲) 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生との意見交換会等について検討する。 ・高校生議会の検討 ・議会と大学の連携(6条再掲) 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいトークを11回開催した(議会サポーター8回、市民活動団体1回、商工会1回、農業委員会1回)。(第4条第2号 再掲) ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した意見募集を行った(9月定例会後、3月定例会前)(第4条第2号 再掲)。 ・Web会議ツール有償版を用いてサポーターとのふれあいトークを行った。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会サポーターとの意見交換会を3回実施した。 ・市民活動団体とオンラインでの意見交換会を1回実施した。 ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した意見募集を行った(9月定例会後、3月定例会前)。 ・オンラインでの会議や、ふれあいトークに活用するため、Web会議ツール有償版について検討し予算要求した結果、新年度予算に計上された。
第11条 (広報広聴機能の充実)						
1	議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報・岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・次回会議までに会議録を概ね作成することができた(第10条第1項再掲)。 ・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行った(第4条第1号 再掲)。 ・議会関連の要綱をホームページ上に公開している。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議までに会議録を概ね作成することができた。(第10条第1項再掲) ・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行った。(第4条第1号再掲) ・議会関連の要綱をホームページ上に公開している。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議までに会議録を作成することができた。(第10条第1項再掲) ・常任委員会における審査を録画配信した。 ・議会関連の要綱をホームページ上に公開した。 ・議会だより編集方針において、一般質問のページの原稿提出期限を定例会最終日の前日に改めた。
2	議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・6期目の議会サポーター制度を実施した(第10条第4号 再掲)。 ・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行った(第4条第1号 再掲)。 ・本会議のライブ配信を試行的に行った(第4条第1号 再掲)。 ・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを公開している。 ・議会サポーターへ議会だよりについてのアンケートを行った。 ・ホームページ上に議会だよりアンケートを常設した。 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを利用した広報の具体化を執行機関と協議していく。 ・オンラインによる広聴のあり方について検討する。 ・議会だよりの改善を図る(子ども向けページの作成、市民参加のページ、写真の掲載等)。 ・字幕付き録画配信を検討する。 ・議会だより音声版について検討する。 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5期目の市議会サポーター制度を実施した。(第10条第4項 再掲) ・ホームページを活用し、市民から決算及び新年度予算事業に対する意見募集を行った。(第4条第2号 再掲) ・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行った。(第4条第1号 再掲) ・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを公開している。 ・市議会だよりの音声版について音訳ボランティアとの意見交換を行い、予算要求した。 ・議会サポーターへ議会だよりについてのアンケートを行った。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4期目の市議会サポーター制度を実施した。(第10条第4項 再掲) ・ホームページを活用し、市民から決算及び新年度予算事業に対する意見募集を行った。(第4条第2号 再掲) ・常任委員会の録画配信を年間を通して行った。(第4条第1号 再掲) ・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを作成した。

議会基本条例		令和5年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第12条 (議会と市長等との関係) 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。						
(1)	議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 【令和3年度】
(2)	議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市議会反問の実施に関する要綱を制定した。(第4条第3号再掲) ・12月定例会と3月定例会にて反問を行った。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 【令和3年度】
(3)	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・2名の議員が文書質問を行った。(2回) 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 【令和3年度】
(4)	市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 【令和3年度】
第13条 (議会審議における論点情報の形成)						
	議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯 (2) 政策効果等 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 【令和3年度】
第14条 (予算及び決算における政策説明資料の作成)						
	議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 【令和3年度】
第15条 (資料の提出その他の協力)						
	議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関に対し、文書にて20回の資料要求を行った。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 ・執行機関に対し、文書にて13回の資料要求を行った。 【令和3年度】 ・執行機関に対し、文書にて13回の資料要求を行った。
第16条 (法第96条第2項の議決事件)						
	法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 【令和3年度】
第17条 (運営の原則)						
1	議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・6期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された。(第10条第4号再掲) 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和4年度】 ・5期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された(第10条第4項再掲)。 【令和3年度】 ・4期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された(第10条第4項再掲)。

議会基本条例		令和5年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
2	議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。	・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェア（LINE WORKS）を活用した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット導入検討 ・全員協議会資料のデータ配信 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェア（LINE WORKS）を活用した。 ・押印廃止に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・Web会議ツール有償版を用いて2件のオンライン視察対応を行った。（第6条再掲） ・タブレット導入に向けてオンライン視察を行った（長野県茅野市議会）。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェア（LINE WORKS）を導入した。 ・押印廃止に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・オンライン視察対応のため、Web会議ツール有償版について検討し予算要求した結果、新年度予算に計上された。（第10条第5項再掲）
3	議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・本会議における議員間討議のあり方を検討する必要がある。（第5条1号再掲） 	<p>【令和4年度】</p> <p>【令和3年度】</p>
4	議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。	・厚生・文教常任委員会が、子育て支援策について代表質問を行った。その際、委員会で内容を協議する場も設けた。協議にLINEも活用した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会、委員長の複数年検討 	<p>【令和4年度】</p> <p>（総務・産業建設常任委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定金融機関の在り方について」の研修と「交通安全都市宣言について」の見直しを含めた研修を行った。 ・インボイス制度導入について協議・検討を重ね、全委員合意の上、「インボイス制度導入において、慎重な対応と支援強化を求める意見書」を国に提出した。 <p>（厚生・文教常任委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム管理事業について協議した。 ・塵芥処理費について協議した。 ・小学校、中学校施設管理費について協議した。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務・産業建設常任委員会は、食品ロス削減、ブランド野菜の推進、五条川健幸ロードの除草対策について代表質問を行った。その際、委員会で内容を協議する場も設けた。 ・厚生・文教常任委員会は、適応指導推進事業、生涯学習講座のオンライン化について政策提言に向けた協議を行った。
5	議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・Web会議ツール有償版を用いて議会サポーターとのふれあいトークを行った。 ・岩倉市議会会議規則の改正について協議した。（第4条第3号再掲） ・岩倉市議会委員会条例の改正について協議した（市の組織機構改革に伴う所管事項については改正した）。（第4条第3号再掲） ・岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱の改正について協議した。（第4条第3号再掲） ・委員会代表質問の申合わせ事項を改正した。（第4条第3号再掲） ・岩倉市議会反問の実施に関する要綱を制定した。（第4条第3号再掲） ・住民投票条例について勉強会を行った。（第4条第3号再掲） 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例推進協議会では2つのチーム（ICT・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・Web会議ツール有償版を用いて2件のオンライン視察対応を行った。（第6条再掲） <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例推進協議会では2つのチーム（ICT・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・10月甲州市、11月湖西市と正副議長及び広報委員会でオンライン視察対応を行った。 ・常任委員会における審査の録画配信を行った。（第11条第1項再掲） ・「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」の一部改正を行った。「会派室等に設置されたパソコン使用に係る申し合わせ事項」、「岩倉市議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表基準」、「新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について」を申し合わせ事項に追加した。（第4条第3号再掲）

議会基本条例		令和5年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第18条	(議員定数)					
	議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩倉市条例第18号）により定めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 【令和3年度】
第19条	(議員報酬)					
1	議員報酬は、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）により定めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 【令和3年度】
2	議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 【令和3年度】
第20条	(議長及び副議長)					
1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 【令和3年度】
2	議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 【令和3年度】
3	副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 【令和3年度】
第21条	(委員会の運営)					
1	委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。	（総務・産業建設常任委員会） ・東京都狛江市の「主権者教育」「水害に備えた排水ポンプ車運用訓練の実施及び消防団活動のPR事業」について行政調査を行った。 ・群馬県高崎市の「まちなか商店リニューアル助成事業」及び「高齢者ごみ出しSOS」について行政調査を行った。 ・静岡県焼津市の「商店街チャレンジショップ」及び「中心市街地空き店舗等改修事業」について行政調査を行った。 ・静岡県三島市の「自主防災活動マニュアル」及び「パパとママのための防災教室」について行政調査を行った。 （厚生・文教常任委員会） ・神奈川県座間市の「妊娠前から子育て期まで、切れ目のない支援」について行政調査を行った。 ・神奈川県大和市の「不登校特例校分教室」について行政調査を行った。 ・千葉県鎌ヶ谷市の「放課後児童健全育成事業」について行政調査を行った。 ・千葉県野田市の「子ども未来教室」及び「Google for Educationパートナーシップへの参加」について行政調査を行った。 ・子育て支援策について代表質問を行った。（第17条第4項 再掲）	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・常任委員会、委員長の複数年検討（第17条第4項再掲）	【令和4年度】 （総務・産業建設常任委員会） ・愛知県豊田市の「とよたEcoful Town」について行政調査を行った。 ・議会の閉会中においても、「指定金融機関の在り方について」の研修を行った。 ・議会の閉会中において、商工会・農業委員会との意見交換会を実施し、情報の共有及び意見交換を行った。 （厚生・文教常任委員会） ・福井県鯖江市の「眼育さばえプロジェクト」について行政調査を行った。 ・福井県あわら市の「2学期制の導入」及び「学力向上に向けた取組」について行政調査を行った。 （財務常任委員会） ・決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。 【令和3年度】 ・財務常任委員会は、決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。 ・総務・産業建設常任委員会は、食品ロス削減、ブランド野菜の推進、五条川健幸ロードの除草対策について代表質問を行った。その際、委員会で内容を協議する場も設けた。 ・厚生・文教常任委員会は、適応指導推進事業、生涯学習講座のオンライン化について政策提言に向けた協議を行った。（第17条第4項再掲）
2	委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。	・財務常任委員会は、2月の議会報告会で市民から頂いた意見・質問等を委員会質疑に反映した。（第4条第2号再掲）	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 ・財務常任委員会は、決算審査及び新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した。（第4条第2号 再掲） 【令和3年度】 ・財務常任委員会は、決算審査及び新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した。（第4条第2号 再掲）

議会基本条例		令和5年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
3	委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）	・商工会とのふれあいトークを行い、総務・産業建設常任委員会委員が一般質問に反映した。	・各常任委員会が政策提言に向け必要な団体等と意見交換を行う。	【令和4年度】 ・インボイス制度についての請願が継続審査となり、商工会との意見交換会において意見を聴取した。 【令和3年度】
4	委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 【令和3年度】
第22条 (代表質問、委員会代表質問及び一般質問)						
1	会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。	・4会派全ての代表者が代表質問を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 【令和3年度】
2	常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。	・12月定例会において、厚生・文教常任委員会が委員会代表質問を実施した。（第17条3項再掲）	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・委員会代表質問後における執行機関側の対応について、検証、精査を行う。	【令和4年度】 ・委員会代表質問には至らなかったが、協議検討等を行った。 【令和3年度】 ・3月定例会において、総務・産業建設常任委員会が、委員会代表質問を実施した。
3	議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をただすなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。	・4回の定例会で延べ47名の議員が一般質問を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・一般質問に使用した配布資料をホームページで公開することを検討する。（第4条第4号再掲）	【令和4年度】 ・4回の定例会で延べ37名の議員が一般質問を行った。 【令和3年度】 ・4回の定例会で延べ46名の議員が一般質問を行った。
第23条 (議会事務局の機能)						
1	議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動を補佐する役割を担うものとする。	・令和6年2月16日付で全国市議会議長会から通知があった「令和5年度地方自治法改正に伴う標準市議会議事規則及び標準市議会委員会条例一部改正」に伴う会議規則及び委員会条例の改正について、全国市議会議長会への確認及び県内市議会の状況を調査した。 ・「市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」について近隣市議会の状況を調査した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 ・陳情を請願並みに取り扱うことについて、全国市議会議長会への確認及び県内市議会の状況を調査した。 ・コロナ禍における行政視察の受入れについて、近隣市議会の状況を確認した。 ・議会だよりの音声版について、県内市議会の状況を確認した。 【令和3年度】 ・9月定例会において、議案に対する監査委員への意見聴取を行うにあたり、議事運営方法について全国議長会に確認した。 ・オンライン会議等に対応できるよう、Web会議ツール有償版の導入に向けて調査・研究をした。 ・議会ホームページ内に、新たに子ども向けページを設置するにあたり、先進議会の調査・研究をした。 ・コロナ禍における近隣市議会の議会運営、対応等を調査・研究した。

議会基本条例		令和5年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
2	議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。	・会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・事務局職員の増員を今後も継続して要望していく。	【令和4年度】 ・令和5年度職員配置要望で常勤の会計年度任用職員1名を要望した。 ・会計年度任用職員（秘書企画課派遣）について、議会事務局に派遣経験のある人が派遣されるよう要望し、また、その配置については必要な日数を確保した。 【令和3年度】 ・人事当局に事務局事務に経験のある会計年度任用職員が派遣されるよう要望した。 ・会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した。
3	議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議を行うものとする。	・事務局職員人事に関し、市長と協議した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 ・事務局職員人事に関し、市長と協議した。 【令和3年度】 ・事務局職員人事に関し、市長と協議した。
4	議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。	・YouTubeでの本会議生配信について提案し、テスト配信を行った。（3月議会）（第4条1号再掲） ・議会基本条例第6条に規定する「議員研修の充実強化」にあたり、第一法規の提供する無料の「コンプライアンス研修」について情報提供し、議会として受講した。また、各議員に研修等の情報提供を行った。 ・委員会室のマイクシステムを更新し、環境整備を行った。（4条第1号再掲） ・傍聴席及び議会事務局に傍聴者用ヘルメットを設置した。 ・朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。 ・定例会において職員の担当業務を交代する日を設け、有事の際に対応できるよう事務局内の体制強化に努めた。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 ・岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案をした。 ・ホームページで公開している政務活動費の収支報告と領収書についてリンクをさせた（第9条再掲）。 ・議会サポーターの活用として、議会だよりに関するアンケートの実施を提案した。 ・議会基本条例第6条に規定する「議員研修の充実強化」にあたり、各議員に研修等の情報提供を行った。 ・朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。 ・定例会において職員の担当業務を交代する日を設け、有事の際に対応できるよう事務局内の体制強化に努めた。 【令和3年度】 ・朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。 ・定例会において職員の担当業務を交代する日を設け、有事の際に対応できるよう事務局内の体制強化に努めた。 ・会議規則及び「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」の一部改正について提案した。 ・「会派室等に設置されたパソコン使用に係る申し合わせ事項」、「岩倉市議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表基準」等を提案した。
第24条 (災害対応)						
1	議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 【令和3年度】
2	議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。	・グループウェア（LINE WORKS）を活用し市の災害情報を共有した。 ・傍聴席及び議会事務局に傍聴者用ヘルメットを設置した。（23条4項再掲）	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 ・グループウェア（LINE WORKS）を活用し市の災害情報を共有した。 【令和3年度】 ・新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会で対策本部との情報共有に努めるとともに要望書等を提出した。 ・議場用の防災用折りたたみヘルメットの導入について検討した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、行政視察の受入れ並びに先進地への行政視察及び政務活動費による視察・研修等判断基準を策定した。（6条再掲）

議会基本条例		令和5年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
3	議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・グループウェア（LINE WORKS）を活用した災害時連絡の訓練を行った。 ・議会主催で講演会を開催した（テーマ：関東大震災から生まれた東京と名古屋～帝都復興事業に学ぶ行政の役割～、講師：武村雅之氏、開催日：令和6年1月20日）。（第6条再掲） 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・24条の規定については条文の見直しも含めて検討する。 	【令和4年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・2月1日に災害用伝言ダイヤルの実施訓練を行った。 【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・7月に普通救急救命講習会を受講した。 ・12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・2月1日に災害用伝言ダイヤルの実施訓練を行った。
4	議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、1日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・議会BCPの訓練を含め検証を行う。 	【令和4年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・議会BCPを策定した。
第25条 (議員の政治倫理)						
1	議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員向けコンプライアンス研修を行った（令和5年7月20日、動画視聴）（6条再掲） 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 <ul style="list-style-type: none"> 【令和3年度】
2	議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 <ul style="list-style-type: none"> 【令和3年度】
第26条 (他の条例等との関係)						
	この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 <ul style="list-style-type: none"> 【令和3年度】
第27条 (検証及び見直し)						
1	議会は、この条例の目的が達成されているかを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和6年3月28日、4月4日及び4月10日に検証を行った。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の導入（議会サポーターの議会基本条例検証特別委員会への参加について検討する。） 	【令和4年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・12月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和5年1月13日及び1月27日に検証を行った。 【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和4年3月28日、4月5日及び4月8日に検証を行った。
2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 <ul style="list-style-type: none"> 【令和3年度】
3	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和4年度】 <ul style="list-style-type: none"> 【令和3年度】

◎ 特記事項

- ・次期議会基本条例推進協議会において、議会基本条例検証特別委員会で「課題、今後の取組等」に挙げた項目について再度検討を行い順次取組むこと。